393
205

始

天下の靈泉 大湯温泉案内

393-205

名尾知事閣下序
安藤和風先生序
館城南先生序

三杣翠江編

秋田縣
鹿角郡

大湯溫泉案內

大正
10 7. 18
內交

露光量違いの為重複撮影

祝發刊

秋田縣鹿角郡大湯

鹿角製材株式會社

電話（カツ）

秋田縣鹿角郡大湯温泉

造林用各種
苗木養成販賣

瀬川樹苗商會

店主 瀬川寅吉

秋田大林區署供給契約苗圃
杉、アカシヤ、落葉松其他一般販賣
經營苗圃面積拾數町歩

序

鹿角郡は、古の所謂上津野にして、上代細布を織りて貢物となせる、狹布の里あり、後鳥羽院の「錦木は立乍らこそ朽に鳧」と詠じ給ひし錦木塚の古跡さへも、またこの領域に存する、轉た懷古の思ひを功にするものあり。

若し單に本郡の面積と廣袤等を以てせん乎、蕞爾たる一小郡に過ぎずと雖も、山には天與の寶庫とも稱すべき小坂、尾去澤、不老倉の諸鑛山を控へ、獨り縣國屈指の富源たるのみならず、名勝として海内獨歩の稱ある十和田湖の絶勝を有するに於てをや。

十和田湖の山容水態、自然の玄妙を極め、天地を美化する絶大の威力は、國立公園に推さるべき充分の價値あるを信ず、而して大湯は十和田湖の探勝を容易

露光量違いの為重複撮影

祝發刊

秋田縣鹿角郡大湯

鹿角製材株式會社

電話（カツ）

秋田縣鹿角郡大湯温泉

造林用各種
苗木養成販賣

瀬川樹苗商會

店主 瀬川寅吉

◆秋田大林區署供給契約苗圃
◆杉、アカシヤ、落葉松其他一般販賣
◆經營苗圃面積拾數町歩

序

鹿角郡は、古の所謂上津野にして、上代細布を織りて貢物となせる、狹布の里あり、後鳥羽院の「錦木は立乍らこそ朽に是」と詠じ給ひし錦木塚の古跡さへも、またこの領域に存する、轉た懷古の思ひを功にするものあり。

若し單に本郡の面積と廣袤等を以てせん乎、蕞爾たる一小郡に過ぎずと雖も、山には天與の寶庫とも稱すべき小坂、尾去澤、不老倉の諸鑛山を控へ、獨り縣國屈指の富源たるのみならず、名勝として海内獨歩の稱ある十和田湖の絶勝を有するに於てをや。

十和田湖の山容水態、自然の妙を極め、天地が美化する絶大の威力は、國立公園に推さるべき充分の價値あるを信ず、而して大湯は十和田湖の探勝を容易

ならしむべき唯一の關門にしてまた無二の捷徑たり、然らば即ち天の一大靈泉を大湯に湧かしめしは、十和田湖探勝の旅客をして、往返これによりて、羈旅の情を慰安せしむべき、一大宿命を帶ばしめたるものに非る乎。

頃者森山翠江氏、大湯温泉案内を刋行し、予が序文を需む、予其熱誠を喜び、乃ち之を序となす。

大正十年七月

秋田縣知事　名尾良辰

序

山高きが故に貴からず、樹あるを以て貴しとす、水清きが爲に美しからず、魚あるを誇りとすべきである。十和田湖の秋田縣に屬する部分は、全面積の三分一以下に過ぎざるも、天下の名湖として稱さるゝに至り、將さに離宮も新設せられんとする噂さあり、國立公園に指定せられんとするの議あるは、縣人和井內貞行氏が、蝶蝟の巣窟をして、姫鱒の繁殖所としたるが爲めである。即ち十和田湖に生命あらしめたものは、僅か三分一以下の面積より占めぬ秋田縣人の努力に依つたのである。

加之、此の靈湖を訪ひ、名勝を探り、遊樂を爲さんとするには、青森縣の各道路を迂回するよりも、秋田縣大湯より往復するは、最も捷徑を得たものである

而して、大湯は名驗自稱にして、本縣稀有の温泉を有し、探勝者の疲勞を醫し元氣を加へ、旅愁を慰むるもの多く、十和田湖と相待つて離るべからざるの關係がある。

然り、十和田湖を訪ふもの、必す大湯温泉に浴すべく、大湯温泉に來るものゝ十和田湖に入らざれば首尾相全きものと云ふことを得ぬ。即ち大湯温泉發達も亦十和田湖發展に開繫すること深きものと云はねばならぬ。諏訪學士は、此の目的を以て、大湯温泉の靈驗を世に示さんとし、森山翠江氏に囑し、其の案内記を編纂せしめ、加ふるに大館の著述家二階堂竹陰の温泉記事を添ふに至りしは、茲に完璧を得たるものといふべきである。余に序文を囑されしも更に加ふるの辭なく、僅に其の顚末を叙して之が責を塞くのである。

大正十年水無月盡　　秋田魁新報社樓上に於て　安藤和風

序

四六時中諸般の事に沒頭してゐる者、又は身心困憊の者にとりては旅行するほどの妙藥はない、汽車や汽船に乘る事丈で旣に精神の爽快を感ぜしめ体力の回復を感ぜしめる、而して以上は吾人の常に經驗する所の者である、況んや山水秀麗の境に遊ぶに於ては古い言葉だが魂天外に飛ぶの感あらしむるのである、而してかゝる風光明媚の仙境に加ふるに温泉の湧出を以てしたらば如何であらう、將に地上のパラダイスであらねばならぬ。

鹿角の大湯鄕は一寒村に過ぎぬが、古來靈湯の湧出を以て著聞して居る、加ふるに山水の秀麗を以てして居る、而して其民情敦厚俗を爲してるのである、誠に仙境と稱すべきの地である相である。

由來温泉場は休養靜止の地であるべきにも係はらず遊宴逸樂の巷となつて風儀上好ましからぬ所のみだが、大湯では化性の女や弦歌の聲を見聞することは出來ぬ相である、父子兄妹相携へて休養するには申し分がない。

「大館案内」の著者友人森山翠江君筆を載せて大湯に淹留し遂に大湯案内を編著した、君にして僅に數日間に此擧あるは大湯の仙境たり靈湯たるを証すべき左券とすべきであると思ふ「大湯」の地を蹈まずして序を作る予の大膽も蓋し靈湯の妙藥たるに起因し浴せざるに効驗の顯はれた事と信ずる。

大正十年六月中浣　　桂城裏街　城南生

緒言

天下の奇勝も絶景も交通不便の地にあつてはなか〳〵人樣の耳目に響かない、併しながら新らしいもの奇しいものを望んでゐる現代の人には三保や松島と十年一日の如くに、同じ古ぼけた景色のみを歎賞してゐる忍耐家が既になくなつてしまつたものと見ゐる。そこで近年になつてから急に十和田湖は世界の奇勝である、大湯は天下の靈泉であるのと騷き廻る輩が出て來た、無理もないことである、予一日大湯に遊ぶ。山水の美、泉水の靈、近國に珍らしい温泉である偶然哲學を專攻された文學士諏訪富多先生を訪ぬる機會を得た、先生は畜産に開墾に温泉の發展に私財を投じて地方の改良進歩發達に盡粹してゐる名望家、初めての予に、餘暇の許すあらば、しばらく逗留して大湯温泉案内記を編著せ

よ、經費の點は意とする勿れと。予諾して一日大湯温泉の全部を跋渉し、一夜ペンを執りたるは、即ち本書なり。予、淺學菲才、もとより先生の期待に添ふべしとは思はれねど、短時間にものせし本書の、若し夫れ旅行家諸賢の參考の一助ともならば予の滿足それに過ぎざるなり。

大正十年初夏かめや旅館の西縁に
大湯富士を眺めつゝ

編者　翠江識す

大湯温泉案内目次

▲總　説……一
地理の概要――大湯温泉――湯の分析効能
▲名所舊蹟……八
鹿倉城跡――鹿倉公園――神明神社――大圓寺――相馬大作潛伏邸宅跡――不老倉鑛山――銚子瀑――十和田湖
▲大湯の事業……一二
總説――水力電氣――空中索道――促成栽培――樹苗園――製材會社――開墾
▲温泉の人物……一六
淺井小魚――四戸寅之助――諏訪已代治――諏訪駒次郎――諏訪富多――諏訪綱俊――瀬川寅吉――高木新助――千葉佐惣治――谷地政得

▲便　覽……一七
里程表――大湯みやげ
▲附　錄……一九
大湯溫泉略緣記

天下の靈泉

大湯溫泉案内

――總　說――

地理の概要　大湯村は秋田縣鹿角郡に屬し、東は青森縣三戸郡上鄕村と來滿嶽を以て境となし、南は鹿角郡柴平村平元に接し、西は錦木村錦木及び毛馬内町岡田の兩部落に連り、北は七瀧村山根及び上向に隣る。東西凡そ四里餘、南北壹里貳拾町餘、周圍拾里餘なり。地質は赤、黑、相半し砂石を混じて岩土を見ぬ、氣候は來滿山麓なるを以て、稍々冷っぽく、極寒の候は華氏二十度より三十度に至り、極暑の候には八十四五度より九十二三度の間を昇降す。降雪は毎年立冬より十日前後四十度内外にして、雪消には清明後十日前後、五十度より

六十度の間を昇降す。最近の戸口は、戸數壹千四十二戸、人口五千三百四十二人なり。本村は元、大湯、草木の兩村たりしに明治二十二年四月一日町村制實施に際し合して一村と爲る。舊大湯村は維新前大湯、宮野平、倉澤、一本木、風張、關上、腰廻、箒畑、根市の九ヶ村なりしが明治九年中合せて大湯村と改稱し、又舊草木村は元、二本柳、中草木、下草木、丸舘の四ヶ村なりしを維新後總て草木村と稱し、明治十年中錦木村と組合せ同十二年に至りて組合を解き同十七年更に大湯村の組合となり、降て二十二年に至りて遂に大湯村に合せり本村は維新前南部藩之を領し、維新後明治二年眞田藩に屬し、同四年廢藩置縣に際し江刺縣の管轄となり同五年に至りて秋田縣の管轄となる。

大湯温泉　大湯村役場の所在地にして其の源を青森縣三戸郡上郷村大字關字大清水に發する大湯川に跨り、北に大湯富士の名ある黑森山を望み、東に海拔一

千三百六十八尺の來滿山を眺め得て四季清遊に好適の地なり、温泉は分ちて荒瀨の湯、上の湯、下の湯、川原の湯の四となし、各湯共に數軒乃至拾數軒の大小旅館ありて何れも内湯の設備完ふせり。官衙には村役場、郵便局、尋常高等小學校、保護區官舍、警察署駐在所等あり、又鹿角製材株式會社を初め小坂第四水力發電所、寫眞館、理髮館、醫院、齒科醫院、料理店、大小各商店軒を並べて市街殷賑を極む。交通の便またよく、毎日毛馬内町、十和田湖畔發荷へ自動車の往復頻繁にして、不老倉鑛山其他の地へは客の求めに應じて何れの時なりとも自動車、腕車、馬車の出發用意調へり。

湯の分析効能　大湯温泉の荒瀨、上、下、川原の四泉に區別され居ること前に記載し居る處なるが、今最近秋田縣技手鈴木辰藏、同技手中村東一郎両氏の鑑定したる結果を示せば左の如し。

荒瀨ノ湯（亞爾加里性鹽類泉）

溫度　攝氏　四十九度

本泉ハ無色透明亞爾加里性ニシテ微ニ刺戟性ノ鹹味ト硫化水素臭ヲ帶ビ比重ハ攝氏十五度ニ於テ一、〇〇八八八ヲ有ス而シテ其二「リットル」（約我五合五勺）中ニ含有スル成分ノ「グラム」量左ノ如シ

固形物總量	二、〇三二五〇
硅酸	〇、〇四九七五
酸化鐵	僅微少量
礬土	
カルチウム	〇、〇七七九四
マグネチウム	僅微
カリウム	〇、〇二五七九
ナトリウム	〇、〇九八九二八
クロール	〇、〇七〇〇〇〇
硫酸	〇、〇五四八五
燐酸	痕跡
硼酸	少量
炭酸	少量

本泉ノ適應症

一、消化不良、慢性胃加答兒、慢性胃癌潰
二、慢性腸加答兒、常習便秘
三、肝臟病、脾臟腫脹及腺病、多血症
四、慢性氣管支加答兒、咽頭及喉頭加答兒、肋膜滲出物
五、子宮腫脹及瘍潰、子宮周圍蜂巢織炎後
六、骨系諸病、骨瘍潰、腐骨疽、佝僂病ノ類及鱗腫病
七、總テ慢性ノ滲出物、水脉腺腫、慢性子宮炎、卵巢炎攝護腺炎、乳腺炎
八、皮膚病ハ乾癬、汗ノ分泌過多、皮脂流溢、水癬

上ノ湯（弱鹽類泉）

溫度　攝氏　七十三度

本泉ハ無色透明亞爾加里性ニシテ微ニ刺戟性ノ鹹味ト硫化水素臭ヲ帶ビ比重ハ攝氏十五度ニ於テ一、〇〇一ヲ有ス而シテ其二「リットル」（約我五合五勺）中ニ含有スル成分ノ「グラム」量左ノ如シ

固形物總量	一、六一五〇〇
硅酸	〇、〇六九七五
酸化鐵	僅微少量
礬土	
カルチウム	〇、〇九九七五
マグネチウム	僅微
カリウム	〇、〇一五八九
ナトリウム	〇、〇五〇二二五
クロール	〇、〇七五〇〇〇
硫酸	〇、〇九七八一
燐酸	痕跡
硼酸	少量
炭酸	少量

本泉ノ適應症

一、各種慢性傳麻質私及假性關節强直、傳麻質私性筋肉攣縮症、慢性痛風
二、慢性肋膜炎、子宮周圍蜂巢織炎、骨盤內膜炎依卜昆垤里、歇私的里、神經衰弱症
三、婦人生殖器ノ慢性諸病
四、貧血諸病、腺病、慢性皮膚諸病、膀胱加答兒累久ノ梅毒

下ノ湯（亞爾加里性鹽類泉）

溫度　攝氏　六十九度五分

本泉ハ無色透明亞爾加里性ニシテ微ニ刺戟性ノ鹹味ト硫化水素臭ヲ帶ビ比重ハ攝氏十五度ニ於テ一、〇〇一三九ヲ有ス而シテ其二「リットル」（約我五合五勺）中ニ含有スル成分ノ「グラム」量左ノ如シ

固形物總量	二、〇三五五〇
硅酸	〇、〇六九七五
酸化鐵	僅微
礬土	〇、一二四七五
カルチウム	〇、〇九〇八七
マクネチウム	僅微
カリウム	〇、〇一六三〇
ナトリウム	〇、六六七三
クロール	〇、九二五〇〇
硫酸	〇、一三五五一
燐酸	痕跡
硼酸	少量
炭酸	少量

本泉ノ適應症

一、消化不良、慢性胃加答兒、慢性胃潰瘍
二、慢性腸加答兒、常習便秘
三、肝臟病、脾臟腫脹及腺病、多血症
四、慢性氣管支加答兒、咽頭及喉頭加答兒、肋膜滲出物
五、子宮腫脹及潰瘍、子宮周圍蜂巢織炎後
六、骨系諸病、骨潰瘍、腐骨疽、佝僂病ノ類及水腫病
七、總テ慢性ノ滲出物、水脉腺腫、慢性子宮炎、卵巢炎攝護腺炎、乳腺炎
八、皮膚病ハ乾癬、汗ノ分泌過多、皮脂流溢、鱗癬

川原ノ湯（亞爾加里性鹽類泉）

溫度　攝氏　七十度五分

本泉ハ無色透明亞爾加里性ニシテ微ニ刺戟性ノ鹹味ト硫化水素臭ヲ帶ビ比重ハ攝氏十五度ニ於テ一、〇〇一四一ヲ有ス而シテ其二「リットル」（約我五合五勺）中ニ含有スル成分ノ「グラム」量左ノ如シ

固形物總量	二、一〇二五〇
硅酸	〇、〇八二二五
酸化鐵	僅微
礬土	〇、〇九四五五
カルチウム	〇、〇二三三四
マクネチウム	僅微
カリウム	〇、〇一九二三
ナトリウム	〇、六七八九一
クロール	〇、九五〇〇〇
硫酸	〇、一七五〇〇一
燐酸	痕跡
硼酸	少量
炭酸	少量

本泉ノ適應症

一、消化不良、慢性胃加答兒、慢性胃潰瘍
二、慢性腸加答兒、常習便秘
三、肝臟病、脾臟腫脹及腺病、多血症
四、慢性氣管支加答兒、咽頭及喉頭加答兒、肋膜滲出物
五、子宮腫脹及潰瘍、子宮周圍蜂巢織炎後
六、骨系諸病、骨潰瘍、腐骨疽、佝僂病ノ類及水腫病
七、總テ慢性ノ滲出物、水脉腺腫、慢性子宮炎、卵巢炎攝護腺炎、乳腺炎
八、皮膚病ハ乾癬、汗ノ分泌過多、皮脂流溢、鱗癬

＝名所舊跡＝

鹿倉城跡　大湯温泉の南端、下の湯藥師堂の上にあり、東西凡そ八十間南北凡そ四十間餘、古館は奈良助左衛門の所領なりしが、嫡子四郎右衛門天正十九年九戸政實に一味し軍敗れて自害し、二男次郎左衛門は二百石にて召出さる。後大湯五兵衛二千石にて領知す、南部一族毛馬内靱負の從弟なり。明暦年中赤尾又兵衛來り住せしが、當時南部家には、繼嗣の事故にて家中二黨に分れ爭論に及ぶ。一黨の頭首たりし又兵衛敗を取り寛文五年五月仕を致し、國公の止むるをも聞かずに辭し去つて、土屋侯の招致する所となる。同年十月北九兵衛代り住す、後享保十二年三月及び天保十二年中四回建直し爾來明治五年まで存在せるを同年一月廿八日之を取毀したり。

鹿倉公園　村の西端、下の湯の南丘陵に在り、麓には相馬大作の潛伏したりし處と口碑に傳ふる旅館土藏趾あり、山の中腹には藥師堂ありて登路者の好休憩所たり、山上には櫻樹と幼杉相茂り、樹蔭に隱見する建物は鹿倉神社なり。眼下に大湯溫泉の全景を眺め、北に大湯富士、東に來滿山、西に毛馬内の田園を眺め得て清快の情、何人か浮ばざる。唯惜しむ、人口の未だ盡さざるの多きを。山の中腹藥師堂をよめる句に

曉帶清嵐入翠微。　醉蘭　武田勝光
無心黄鳥煽吟意。　山櫻花映小禪扉
幾弄嬌聲脚下飛

神明神社　上町に在り村社なり。祭神は大日靈貴にして例祭は陰暦正月十六日と八月十六日なり、境内に忠魂碑と眼病に靈驗ありと屬稱さるゝイダコ石と稱

する石碑あり。

大圓寺　普門山と號し、上町に在り、最上最瀧曹洞宗白川寺末にして大永二年十月僧春林禪冬の開基創建に係る。山門樓上に長さ二尺餘の觀音像の首を安置す。(作者は勿論其の年代を詳かにせず)。又北氏の寄附になる銀製大茶腕一個あり。

相馬大作潛伏邸宅跡　大湯温泉かめや旅館向地、諏訪富多氏の所有地にして元平塚吉兵衛氏の邸宅地なり。文政三年冬十二月津輕越中守寧親侯侍從を拜し、遙かに南部侯の上位にあるより當時利敬侯常にそれを憤り、遂ひに幽鬱疾を成して卒したるを思ふにつけても大作無念やる瀨なく、弟龍之助門生關良輔等と共に前記平塚吉兵衛氏の宅に來り療養を名とし、翌春北秋田郡白澤驛に津輕侯を要擊すべき謀議を凝らせし處なり、今や家屋は柾葺に改築され土藏は取毀た

れて池となり變れり。

不老倉鑛山　温泉を東に隔ること三里一町に在り、金銀銅鑛にして享保年間の開鑛に係り、古河の經營たり。小坂鑛山とは空中索道により一般貨物及び鑛石等の運輸に便し、小學校、郵便局等ありて縣內有數の鑛山なり。

銚子瀑　温泉より三里廿五町、大湯川の上流字白澤にあり、高さ百六十尺餘幅五間餘其の形狀銚子の口に似たる所より流れ出づるを以て此の名あり、其の水勢の多大なるより其音響十餘町前に聞ゆ。近いて之を望めば二三丈大の綿絮丸飜飛するの觀あり、而して飛沫濛々雲霧の如く暫時にして人の衣袂を潤ふす、又四顧巉巖絕壁、樹は皆その石縫ひの破れ目より横生し倒生し竪生す、山已に奇、石更に奇、實に一大奇觀を呈せしものなり、銚子瀑を距ること十餘町の下流に高さ六十尺餘、幅七間餘の中瀑あり、更に三町餘の下流に止り瀑あり、高

さ八十尺、幅七間餘何れも天下の美瀑として一顧に値すべし。

十和田湖　奥入瀬の水源にして秋田、青森の縣境に跨れる一大湖水なり。西南は鹿角郡七瀧村に屬し、東北は青森縣上北郡法奥澤村に沿ひ、東西三里、南北二里半、稍々腎臓形にして、湖岸線四萬四千米、面積七十八方粁六五九、其の水面海拔四百五十米、面積よりすれば我國第十三位大の湖水なり、湖は中の湖、內の湖、外の湖に分たれ、奇勝天下に冠絕すと。大湯温泉を隔ること四里二十二町、湖畔發荷まで自動車の便あり。

＝大湯の事業＝

大湯村全般よりすれば勿論、當温泉よりしても農業從事者は其大部分を占め次は工業家の二百四十五戸、商業家の七十五戸其他にして、純然たる農村の温泉

地と言へばそれまでなるが、一歩調査の歩を進めて、大湯温泉の事業なるものを求むるれば左の六種を掲示することを得べし。

一、水力電氣。藤田組と三菱經營のものとの二つに分ちことを得べし、三菱經營は集宮發電所にして、水車壹臺六百キロワットの電力を尾去澤鑛山に送り同鑛山の熔鑛爐を初め捲揚等に使用し、又藤田組は銚子、止瀧、扇平、大湯の四ヶ所に發電所を設け、各發電所には二百五十馬力乃至壹千二百五十馬力のタービン式水車二臺宛を据ゑ附け並列運轉によりて三千五百キロワットの電力を小坂鑛山に送れり、同鑛山にては熔鑛爐を初め鐵索其他凡てに使用さる。

二、空中索道。小坂鑛山より扇平、小又澤を經て約六里、不老倉鑛山に至る間の鐵索にして、小坂不老倉間の貨物鑛石類の運輸に便せらる。

三、促成栽培。温泉を利用し、冬季間と雖も青菜、胡瓜等を栽培するものにして大正二年當温泉四戸寅之助氏の試驗栽培に係るもの、目下以外に結果よく冬季間は茼蒿、胡瓜等を栽培し春夏秋は種々の野菜を栽培しつゝあり。最初需用者なきため前途を危まれたるも今日となりては頓に需用者増加し、胡瓜等の如き靜岡産の市場に見ゆる時には同温床にては盛んに市場を賑はすことを得るため値段の低廉なると品物の清新なるとにより近年需用に對する十分の一だに供給し得ざる繁榮を見るに至れり、現に昨年中青森縣よりは農事試驗場長を初め縣技師の温床視察等ありて大いに將來を嘱目され居れり。

四、樹苗圃。大湯温泉南丘陵、和町平より中通り平約八町歩の地に大正三年來瀬川寅吉氏の開圃に係るもの、最初杉播種五斗を試みしが、成績殊の外良好なるを以て漸次擴張して目下杉壹石其他の播種を以てし、其年産額貳萬五千

圓なり。

五、製材會社。大正八年二月二十四日創立に係り、資本金參萬圓の株式組織にして鹿角製材株式會社と稱し、元家庭工業、下駄材等拂下のために組合を組織し、主として大湯國有林の濶葉樹を拂下げたるものなるが資本金に對する割當其他小口拂下の官廳に對する手數等より株式組織とするの必要に迫り、諏訪綱俊氏等の奔走によりて實現を見るに至れり、拂下は毎年八千石乃至壹萬石にして製品は主として東京、横須賀、濱松、秋田、山形、青森、弘前及び北鹿両郡等に取引され居れり。

六、開墾。鹿角製材會社及び小坂鑛山の立木伐採したる大湯國有林、大清水澤の地を德望家諏訪富多氏が大正七年來開墾したるものにて、其の面積壹百五拾餘町歩、昨今大湯國有林開墾組合なるものを組織して一戸當り三町歩の産

業法に據る自作自農制度を採り、猶二次計劃として近く五百町歩に擴張の豫定なれば實現の曉には蓋し一自治体を組織する部落を見るに至るべし

＝温泉の人物＝

▲淺井小魚氏　明治八年八月二十四日生、鋸鍛治工にして俳人なり。

▲四戸寅之助氏　明治六年生、大正二年來溫泉利用促成栽培家として名あり。

▲諏訪己代治氏　安政三年七月七日生、前村長にして目下村會議員たり。

▲諏訪駒次郎氏　安政五年七月十三日生、村長にして傍ら村會議員及び學務委員たり。

▲諏訪富多氏　明治十六年壹月壹日生、明治四十三年東京帝國大學哲學科出の文學士にして地方開發のために、あらゆる方面に活動の人なり。

▲諏訪綱俊氏　明治十八年一月十日生、富多氏の弟にして、鹿角製材株式會社專務取締役たり。

▲瀨川寅吉氏　明治二十三年三月生、瀨川樹苗商會主なり。

▲高木新助氏　青森縣三戸郡三戸町の產、明治四年二月十四日生。

▲千葉佐惣治氏　安政五年九月十七日生、キリスト敎を大湯溫泉に初めて布敎せし人。

▲谷地政得氏　文久三年十二月十日生、明治二十年來郵便局長の職にあり、又二十年以上繼續して村會議員たると同時に學務委員たり。

＝便覽＝

里程表

露光量違いの為重複撮影

秋田鐵道毛馬内驛	一里二五町	錦木村	二里〇八町
毛馬内町	一、一九	柴平村	二、三五
小坂停車場	三、一九	宮川村	五、二三
十和田湖	四、二二	曙村	六、〇八
不老倉鑛山	三、〇一	尾去澤村	五、一五
花輪町	四、〇七	銚子第一發電所	三、二五
●●●●			
大湯みやげ			

大湯温泉案内、大湯繪葉書、煎餅、蕗砂糖漬、十和田繪葉書、十和田鱒

二階堂南竹先生遺稿

附錄

大湯温泉略縁記

原本 大湯温泉 諏訪富多氏所藏

露光量違いの為重複撮影

秋田鐵道毛馬内驛	一、二五	錦木村	二、〇八
毛馬内町	一、一九	柴平村	二、三五
小坂停車場	三、一九	宮川村	五、二三
十和田湖	四、二二	曙村	六、〇八
不老倉鑛山	三、〇一	尾去澤村	五、一五
花輪町	四、〇七	銚子第一發電所	三、二五
大湯みやげ			

大湯温泉案内、大湯繪葉書、煎餅、蕗砂糖漬、十和田繪葉書、十和田鱒

二階堂南竹先生遺稿

附錄 大湯温泉略縁記

原本 大湯温泉 諏訪富多氏所藏

露光量違いの為重複撮影

＝大湯溫泉略緣記＝

二階堂南竹先生遺稿

奥州南部鹿角郡大湯の里に溫泉三ヶ處あり、上の湯、下の湯、河原の湯といふ。就中下の湯こそ近國にめづらしき名湯なり、先づ溫泉の色澄み〳〵として極めて熱く少し流黄の臭を含みて味ひ、わつかに鹽はゆく、是を呑めば腹中おのつから暖まり、さらに瀉利することなく、誠に名湯の体備はれり。抑々その効能たるや第一に氣血經路をめくらし、筋骨關節を和らげ肌肉を暢やかにし、脾胃を溫め元氣を補ひ、その外ところ〴〵の惡しき滯りを拂ひ、壅をひらき、惡血を下し、惡肉を去り、身体を健かにするを以て養生の大いなるを知るべし諸病に効驗あるをあげて數ふべからす、先づ此の湯の功能著しく人々の試みお

秋田朝日新聞

本紙一ヶ月金三十五錢但し東京朝日、東京日々、時事、國民の讀者に限り一ヶ月金二十錢にて配布す

發行所　秋田市茶町扇ノ丁五

露光量違いの為重複撮影

＝大湯温泉略縁記＝

二階堂南竹先生遺稿

奥州南部鹿角郡大湯の里に温泉三ヶ處あり、上の湯、下の湯、河原の湯といふ。就中下の湯こそ近國にめづらしき名湯なり、先づ温泉の色澄み〳〵として極めて熱く少し流黄の臭を含みて味ひ、わつかに鹽はゆく、是を呑めば腹中おのつから暖まり、さらに瀉利することなく、誠に名湯の体備はれり。抑々その効能たるや第一に氣血經路をめくらし、筋骨關節を和らげ肌肉を暢やかにし、脾胃を温め元氣を補ひ、その外ところ〴〵の惡しき滯りを拂ひ、痙をひらき、惡血を下し、惡肉を去り、身体を健かにするを以て養生の大いなるを知るべし諸病に効驗あるをあげて數ふべからす、先づ此の湯の功能著しく人々の試みお

秋田
朝日新聞

本紙一ヶ月金三十五錢但し東京朝日、（東京日々、時事、國民の讀者に限り一ヶ月金二十錢にて配布す）

發行所　秋田市茶町扇ノ丁五

ぼれたるを左にしるす。

一、第一痲氣、中風の症、此湯へ入りて快氣せぬことなしといふ、その外脚氣、撲損、又體のこはり、手足の痺、腰の冷、もろ〳〵身体不順の人、その癒ること最も妙なり。

一、一切の痔疾、下血の症、その外婦人の白帶、下赤帶、下の類、快氣せぬことなしといふ。

一、濕氣、疥瘡その外もろ〳〵の惡瘡又便毒腫物の類、すべて皮膚の間にありて發出したるもの此溫泉へ入れば二三日にて少しく痛みありといへども忽ち內毒發して癒ること妙なり。これ名湯の驗なりと云ふ。然るを世の人覺違ひて急に瘡の癒る溫泉を善とするは大いなる誤りなり、外癒るものにて內にこもりて後の害となること多し。

一、濕痰、水咳、喘息の症、久しく入湯するときには癒るなり。

一、婦人の產前產後によろし、產前入湯する時にはその產必ず輕く、產後入湯する時には腹內調ひて引立つこと早し、此里の人々には枕上、即ち此湯へ入る故產後の病人無しと云ふ。その外產後俗に木足なと云ふ類身体屈伸まゝならざるもの此溫泉へ入りて快氣すること妙なり。

一、此溫泉は俗に子持湯といふて、子のなき女しばらく入湯する時は果して懷姙することあり、そのためし少なからず、これ皆腹中の血滯腐水を下し血海を溫め脾胃を調ふ故なるべし。

一、小兒折々入るときは第一胎毒を下して疱瘡痲疹かならす輕く、すべて惡しき出物なしといふ、又疱瘡の餘毒たまり出たる小兒此湯へ入れば快氣するなり、但し此所の生れは格別、外より來る小兒は數度入るべからず、一

日に三四度に限るべし、必す長湯さすべからず。

一、瘧後のしつけ久しきもの此湯へ入れば必ず快氣す。

一、癬瘡、瘢風その外疹の類に能く利くなり。

一、腹中淳滯をやはらげ、すべて年久しき病の內にこりかたまりたるもの、ゆるりと湯治する時はかならす快氣すと藤井左人語られき。

一、右の外、異病異症に効あり、腐骨疽、又瘰疽など指の末腐れ落る人、來つてしばらく浴しけるに自然にその指快氣して歸れり、この外、元しらぬ病にも効ある事多しと云ふ。先づ眼の邊り人々の試みてその効あるものをこゝに記す。

――溫泉不相應の症――

一、常々癇氣ある人に相應なししひて入るべからず、又勞疲虛症の人しひて

入るべからず、津液をかわかして宜しからず、眼病又上衝の强き人に宜しからず、しひて入るべからず、されども上衝にく眼のわるき人も據なく余病のため入湯する時は苦しからず、又一廻り余も浴る時は上衝もなく眼も明らかになることあり、但し逆上眼病その外下疳又は金瘡には川原の湯その効多し、是れ又能き湯なり。

――浴　試――

一、湯治の始め腹の透て食のすゝむこと最もよし、湯の相應なり、又腹の痞る人あり、是も二三日過て入る時はよきものなり、若しますゝ痞の甚しき人はしひて入るべらず効少し。又始め四五日又は六七日過て、その性により大便瀉する人あり又少しく腹の痛むもあり是皆溫泉の應ずるなり、驚くことなかれ、日を經づして本復す、但し大便大いに秘結するあり是は潤

劑の藥を用ゆべし、此溫泉はもとより熱の湯故腹の瀉するもの稀なり。

浴　法

一、湯へ入ること若き人、强き人は一日に四五度まで善し。老たる人、弱き人二三度に限るべし。是を過して浴る時は後の害となることあり、何れの溫泉の記にも見わたり、然るを不心得の人は此の理を知らず多く浴るを以て効あるべしとおぼゑ一日に七八度十度も入るものあり、是以の外よろしからず、又立ところに死するものあり、必ず多く入るべからず。

一、湯へ下る時は先づ巳が居はる處へ湯をそゝぎ、板を暖め靜かに坐して顏を洗ひ手足を洗ひ肩や腹へも湯を掛けそゝぎ心を靜かにし、氣を安らかにして浴るべしとなり必ずさわがしく急に入るべからずと藤井左人申されき

一、湯へ入る人、身に不淨のことあらば岡湯してその不淨を洗ひ流して入る

べきなり、然るを何んの遠慮もなくみだりに入るものは果して溫泉の効なしといふ。但しその病により不淨のあるは是非なし、且婦人月水の内、入浴の事湯の神の免し給ふといふこと和泉式部有馬入湯の記に見へたれど是は愼しむべし、若き女など斟酌あるべきことなり、溫泉を汚さば湯の神の咎めあるべし。

一、湯へ入りては總身暖溫の透るを後として先づ上るべし、上りて又浴ること二三度に限るべし、然るを湯を好く人はみだりに長湯して總身より多く汗の發するを心知よしと覺ふ、これよろしからず、汗は津液なり、津液就く時は陽氣を耗して甚だよろしからず、但し或は風寒などに中り邪氣内へ入るならんと思ふ時は能くよく入りて汗出るほど宜しと藤井左醫申されき

一、惡寒ありて頭痛する人、入るべからず、又附子入たる藥呑みたる人その

瞑眩氣のあるうち湯へ入るべからず。

一、湯上りは腠理開けて風を引安しきものなり、愼しむべし、湯上り轉寢することなかれ、湯治中、外邪を得ると湯風とて久しく癒がたし。

一、湯より上りて骸をよく拭て、乾かすべし、濕り(以下不明)

一、湯治は養生のため鬱氣の散ずるは第一なれば三味線、琴、遊藝なんと玩ぶもしかるべし、されど遊女浮れ女なんどに、たはむれてかならず淫亂なることなかれ、是は湯治中の毒物なり。

一、湯治は二廻り三廻りを限りとすと世の人覺てゐれど、その病氣によりては五十日も百日も但し半年も一年も湯治すべしと香川氏の申したる、其のいわれあることなり、久しき病氣は久しく湯治すべしとなり。

温泉の論並に大湯名湯の說

一、温泉は極めて熱湯にして色清白に澄みわたり、その味ひ輕鹽とて少し鹽はゆく又是を飲みて腹中下利せず、その臭少し硫黃の氣あること又臭のなきものを最上とす。或は濁り或は赤く或は澁氣たち、其の味も或は苦く或は澁く或は酢きものみな宜しからず、又或は惡臭あるもの或は熱からぬ温泉はよろしからず。

一、善き温泉、惡しき温泉のしるしこゝろむるに第一湯治して瘡吹出物の發生するを大いによしとす、たちまち癒るもの惡とす、瘡吹出の發するは内に籠りゐる疾毒を温泉の効能を以て外へ發出して内から自然と癒るなり、急に癒るものは温泉の毒氣を以て瘡を内へ押入れ却つて後の害をなすなり此の一驗を推し試みてその温泉の善惡を知るべしと香川氏は藥撰續編に論じたり。

一、大湯の溫泉は元より熱湯にして色淸白に澄み、その臭少しく硫黃の氣を含みてその味ひ少しく鹽氣あり、是を呑で腹中おのづから暖かに苟くも瀉利することなし是名湯と謂ふべし、但し溫泉は呑ものにはあらず、外々の溫泉はみだりに呑むべからずと老醫も申されき。

一、天氣晴れんとする時は溫泉の色ます〳〵澄みわたり天氣荒れ、雨降らんとする時は白く濁りて又卵の臭のすることあり、是天氣の地氣に通ずるなり、然るを溫泉の色變る時は山人の浴しけるの、又幽靈の浴しけるなど云ふは信じがたし。

一、本朝溫泉の多き中華にまされり、中に但州、城の崎の新湯は名湯の体を備へりと香川氏は論じたり、然るに大湯の下の湯は少しも是に異ることなし、斯る世にめづらしき名湯も奥國の果なれば世の人是を知ることなし、

予久しく此の地に遊びてその効驗を試ること多し、ある日前輩の考ひ置たる溫泉の記を取集めて是を閲し又此地近所の人々の眼の邊り能く試み覺たるところ多し、覽る人補ひ給はんと云爾

附　錄

一、溫泉の說、博物志などを始め倭漢の書さま〳〵の論ありと開く、或は曰く地に硫黃の氣蒸して、その泉溫かなり、又云白樊丹砂の有て溫泉となる或は曰く地下に砒石ある處溫泉湧き出づ、或は曰く地に水脉あり又火脉あり、水脉と火脉と相交て溫泉湧出つるなり、其家々の論まち〳〵なり、予おもふに溫泉はおのづから溫泉天地の間の一物なり、必しも彼に寄り是に寄りて水變じて湯となるといふべからず、いかんとなれば地に醴泉の湧出

ることありと云ふ、それ醴泉は酒泉なり、地下如何なるものか酒の味ひ麹の氣を作して其泉酒の味ひをなすや、元より計り知るべからず、されば天地造化の巧み、只理を以て窮めかたし

文政十一年戊子二月二十七日　　秋田　南竹老人誌

追　加

一、前文に記せるごとく溫泉は呑ものにあらずといへ共、此の溫泉は外々の溫泉と違ひ、呑て大によきことは第一腹中おのつから暖かになりて心地よし、是天然の陽氣を助るならん、又俗に胸か焦るとて胸のちり〳〵して惱む性あるに此溫泉を呑めば思はず俄かに癒ゆ、又此の湯にて飯を焚て至極よろし。

一、此所の人は日に幾度といふことなく小兒などは朝より湯へ居ひたり、なれど何んのさはりもなし、是は腹の内よりなれたればなり、外々の人はかならず數度入るべからず。

大正十年七月十一日印刷
大正十年七月十五日發行

秋田縣北秋田郡大舘町大字馬喰町
編輯者　森山末吉
秋田縣鹿角郡大湯溫泉
發行者　山形泰義
秋田縣秋田市大町二丁目
印刷者　山田清幸
秋田縣秋田市大町二丁目
印刷所　大正印刷株式會社
秋田縣北秋田郡大舘町停車場通り
發行所　大舘新報社

不許複製

393
205

終